

市有財産（土地）売払いのながれ

① 売払公告

- ・「市有財産（土地）随時売払募集要項」等をよくお読みください。

② 現地確認

- ・物件の引渡しは現状のままとなりますので、買受を希望される場合は必ず現地にて物件をご確認下さい。
- ・勝山市ホームページに掲載している「勝山市ハザードマップ」も併せてご確認ください。

③ 「市有財産（土地）買受申込書」等の提出

- ・受付場所 勝山市役所 2階 監理・防災課 契約検査係
(ダイヤルイン 0779-88-8125)
- ・受付期間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝祭日は除く)
※郵便、電話、ファクス、電子メールによる申込みは受け付けません。
- ・提出書類 ○市有財産（土地）買受申請書
○資格誓約書
○住民票（個人）又は登記事項証明書（法人）（3か月以内のもの）
○委任状（代理人に委任される方のみ）
○チェックリスト

審査後

④ 買受予定者の決定

- ・先着順により申請書を受付け、提出された申請書の内容を審査します。
- ・売却決定の場合、勝山市より「市有財産買受け決定通知書」・「契約書」・「納入通知書」・「登記請求書」の送付、連絡いたします。

⑤ 買受決定通知

通知を受けた日から 5 日以内に契約

Yes ↓

売買代金即納の場合

通知到着後 5 日以内

No ↓

売買代金を契約後 30 日以内に即納の場合

通知到着後 5 日以内

⑥ 契 約

・代金納入

※契約書に貼付する収入印紙は
落札者負担



⑦ 所有権移転

・売買代金の納入が行われたときに所有権
移転
(所有権移転登記請求書提出)



⑧ 所有権移転登記

・所有権移転登記は物件の引渡し後、
市が実施
・所有権移転登記に必要な登録免許税は
落札者が負担

⑨ 登記済証、登記識別情報の交付

・所有権移転登記の完了後、登記済証・登
記識別情報を買受者に交付

⑥ 契 約

・契約保証金(契約金額の 1 割以上納入)

※契約書に貼付する収入印紙は
落札者負担



契約後 30 日以内



⑦ 売買代金納入

⑧ 所有権移転、契約保証金の返還

・売買代金の納入が行われたときに所有権
移転
(所有権移転登記請求書提出)
※売買代金納入後、契約保証金を返還し
ます。



⑨ 所有権移転登記

・所有権移転登記は物件の引渡し後、
市が実施
・所有権移転登記に必要な登録免許税は
落札者が負担

⑩ 登記済証、登記識別情報の交付

・所有権移転登記の完了後、登記済証・登
記識別情報を買受者に交付